

令和元年度10月～

認可外保育施設利用料の無償化(上限あり)の概要について

1 無償化の対象となるのは・・・保育の必要性があるお子さんです。

3歳児から5歳児までのお子さんと0歳児から2歳児までの住民税非課税世帯のおさんが対象で、どの年齢であっても保護者が次の「保育を必要とする事由」に該当することから保育の必要性の認定を受けた場合、無償化の対象となります。

保育を必要とする事由(保護者の状態)		認定期間
就 労	月64時間以上就労している	就労を継続している期間
妊娠・出産	妊娠中または出産後、間がない	産前7週・産後8週、多胎妊娠の場合は産前14週 ※育児休業取得のみでは保育が必要な理由になりません。
保護者の 疾病・障がい	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している	診断書に記載された加療期間または保育できるようになるまで
介護・看護	同居して病気や障がいのある親族を常時介護または看護している ※時間は「就労」と同じ	介護・看護が必要な期間
災害復旧	震災・風水害・火災等の復旧にあたっている	復旧が終わり、保育ができるようになるまで
求職活動	求職活動を継続的に行っている	3か月間
就 学	学生または職業訓練校等に在学している(通信教育は不可) ※時間は「就労」と同じ	在学期間中(卒業・修了予定日まで)
虐待やDV	児童虐待や配偶者等からのDVのおそれがある	おそれがなくなり、保育できるようになるまで

2 該当する事由について確認し、認定します・・・申請が必要です。

上表に該当する場合、下記の保育の必要性を証明する書類とともに認定申請書を提出し、認定を受ける必要があります。

- ①就労証明書・・・自営及び農業以外に従事している方、内定した方
 - ②就労状況申告書・・・自営及び農業に従事している方
 - ③診断書・・・疾病や怪我等により保育することができない方、または介護をするために保育することができない方
 - ④在学証明書・・・就学している方、または内定した方
 - ⑤就労誓約書・・・求職中の方
 - ⑥母子健康手帳のコピー・・・産前7週・産後8週の期間を申し込む方
 - ⑦その他・・・父母、祖父母等の扶養義務者が保育できないことの証明書など
- ※各家庭によりご用意いただく書類は変わります。①～⑤は、役場こども支援課又は町HPIにある所定の様式を使用してください。
★満3歳で預かり保育等を利用しており、市(区)町村税非課税かつ平成31年度1月1日に三芳町に住居票がなかった世帯は、非課税証明書(平成31年1月1日時点で在住の自治体で発行(有料))が必要となります。

3 無償化する金額について・・・上限があります。

上限額 → 月額37,000円(市(区)町村民税非課税世帯の0～2歳児は月額42,000円)
上限額を超える利用料がある場合、差額は保護者の負担となります。

■幼稚園と認可外保育施設等を併用している方

利用されている幼稚園が預かり保育を実施している場合、その幼稚園が一定の基準(年間200日以上かつ8時間以上の開園)を満たすとき(町内の幼稚園は全てこの基準を満たす幼稚園です。)は、認可外保育施設の利用料については無償化の対象外です。